

第一工業大学同窓会会則

第一章 総則

(本会の名称)

第1条 本会は、第一工業大学同窓会と称する。

(本会の目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 機関誌の発行、ホームページ等の管理運営や広報活動に関する事業
- 2 会員名簿の整備及び管理
- 3 母校の発展に寄与する事業
- 4 会員に対する学術振興及びスポーツ・文化振興を支援する事業
- 5 その他本会の目的を達成するための必要な事業

(本会の組織)

第4条 本会は、本部を霧島市国分中央1丁目10番2号 第一工業大学内に置く。

- 2 本部に事務局を置き本会の事務を処理する。
- 3 本会に、支部を置く。
(東北・北海道、関東・北陸・甲信越、東海・近畿、中国・四国、九州・沖縄、その他)
支部はその地域名を用い、第一工業大学同窓会〇〇支部という。

第二章 会員

(会員の資格)

第5条 本会は、次の資格を有する者を会員として組織する。

- 1 第一工業大学の卒業生・・・・・・・・正会員
- 2 第一工業大学の在學生・・・・・・・・準会員
- 3 外国人留学生も日本人学生と同じとする。

(会員の地位)

第6条 会費を納入した会員は、機関誌の交付を受けることができる。

- 2 会費を納入した会員は、本会の役員となることができる。
- 3 準会員は第一工業大学の在学期間だけとする。

(会費)

第7条 会費は、次のとおりである。

- 1 正会員 30,000円
- 2 準会員 なし
- 3 準会員は、卒業時に会費を納めることによって正会員となる。
- 4 会費の納入は、現金払込、郵便振替、銀行振込、口座自動引落とし等の方法による。
- 5 退会、除名その他理由の如何を問わず会費の返還はできない。

(退会)

第8条 会員は、次のいずれかの理由に該当するとき、本会を退会したものとする。

- 1 死亡
- 2 退会届が受理された場合
- 3 第9条の規定による除名

(除名)

第9条 会員が本会の秩序を乱し、又は名誉を損なう等の行為を行ったときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。

第三章 役員

(役員構成)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- 1 名誉顧問
- 2 名誉会長
- 3 会長 1名
- 4 副会長 1～2名
- 5 理事(総務) 2名
- 6 理事(会計) 1名
- 7 理事(監査) 1名

(役員職務)

第11条 役員職務は、次の通りとする。

- 1 名誉顧問は、会務の遂行に対し意見を述べることができる。
- 2 名誉会長は、会務の遂行に対し意見を述べることができる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- 5 理事(総務)は、会の行う活動の全般を担当する。
- 6 理事(会計)は、会の会計を担当する。
- 7 理事(監査)は、年に1回の基準で会計監査を行う。

(役員を選出)

第12条 役員は、次の方法により選出する。

- 1 名誉顧問は、母校理事長を推す。
- 2 名誉会長は、母校学長を推す。
- 3 会長・副会長は、理事会で正会員の中から選出し、総会で承認を得る。
- 4 各理事は、会長の同意を得て、正会員から選出する。

(役員任期)

第13条 名誉顧問、名誉会長を除く役員任期は、3年とする。ただし再任は妨げないが、後任者が決定するまでは引き続きその職務を行うものとする。

第四章 会議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会、理事会とする。

(総会)

- 第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。会員は、総会に出席して、意見を述べることができる。
- 2 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
 - 3 総会の開催は、開催日の3週間前までに、構成員に対して期日、場所等を適切な方法により周知する。
 - 4 総会は、次の事項について審議する。
 - (1) 本会の解散
 - (2) その他会長が必要と認める事項
 - 5 総会の決議は、出席した構成員の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 前項の規定にかかわらず、本会の解散の決議については、出席した構成員の4分の3以上の同意をもってこれを決する。
 - 7 次の事項は、総会において報告しなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 前年度収支決算
 - (3) 当該年度予算
 - (4) 新たに選任された役員

(理事会)

- 第16条 理事会は、会長、副会長、各理事で構成する。
- 2 会長は、必要に応じて、理事会を招集し、その議長となる。
 - 3 理事会は、次の事項について審議する。
 - (1) 会長、副会長、監事の選任に関する事。
 - (2) 予算及び決算に関する事。

- (3) 会則の改正に関する事。
- (4) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (5) 支部及び登録団体の認定に関する事。
- (6) 会員の除名処分に関する事。
- (7) その他本会の運営に関し必要な事項

- 4 理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任事項を明示した委任状をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、第3項に規定する審議事項のうち、次に掲げる事項について審議するときは、出席者の3分の2以上で可決する。
 - (1) 会則の改正に関する事。
 - (2) その他会長が必要と認める事項

第六章 会計

(会計)

- 第17条 本会の会計は会費、寄附金及び雑収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。
 - 3 本会の収支決算は、毎年度終了後3月以内に作成し、監査を経て理事会の議決を得なければならない。

第七章 事務局

(事務局)

- 第18条 本会に、その業務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、第一工業大学内に置く。
 - 3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。
 - 4 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の業務を統括する。
 - 5 事務局員は、事務局の業務を処理する。

第八章 雑則

(会則の改廃)

第19条 本会則の改廃は、理事会において行う。

- 附則
- 1 この会則は、平成31年4月1日から施行する。
 - 2 この会則施行後、本会設立当初に選任される役員は、別表のとおりとし、当該役員は、この会則に基づき選任されたものとみなす。当面の間「同窓会設立委員」として次期総会まで任期を補うこととする。